

Theme 5 『中小建設企業の抱える諸課題の解決策』

はじめに

2024年6月、国土交通省の所管する「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の3つの法改正により、建設業界は、いわゆる「第三次・担い手3法」としての担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化など、新たな対応が求められた。また、国土交通省以外の各所管省庁でも建設業界に影響する様々な制度改正が実施されており、インボイス制度、それを契機とした電子商取引の導入や、慣習化している重層下請構造に起因する様々な課題を抱えている。

2024年度の建設経済レポート¹ではこれらの背景を鑑み、建設企業間における商取引の電子化及び商慣習の変化に主眼を置き、「電子帳簿保存法の改正」「約束手形の廃止及びサイトの短縮」の2つの制度改正について調査研究を行い、大手ゼネコン8社の協力会員企業における状況を調査した。

本調査研究においては、地場企業にフォーカスし、建設業が直面する課題として「電子商取引の普及」や「約束手形の廃止及びサイトの短縮」に主軸を置き、先の調査研究を継続するかたちで取り上げる。

1. 電子商取引について

(1) 概要

電子商取引とは、企業間の商取引（見積り・受発注・請求など）について、従来は紙や口頭、FAXで行われていた取引を、インターネット等の情報通信ネットワークを利用し電子的にやり取りする仕組みのことである。電子商取引の導入に当たっては、この仕組みを利用したソフトウェアなどを活用する必要があるが、建設業においては、一般財団法人建設業振興基金（以下、「振興基金」という。）により電子商取引の標準規格（EDI²）である、CI-NET（Construction Industry NETwork）が定められており、振興基金は、この規格に対応したシステムの利用、すなわちCI-NETの導入を強く推奨している。

CI-NETとは、建設業の電子商取引に関する標準的なルールの総称であり、見積り段階から支払い段階まで、様々な取引先で都度行われる帳簿のやり取りについて、すべて同じ仕組みで

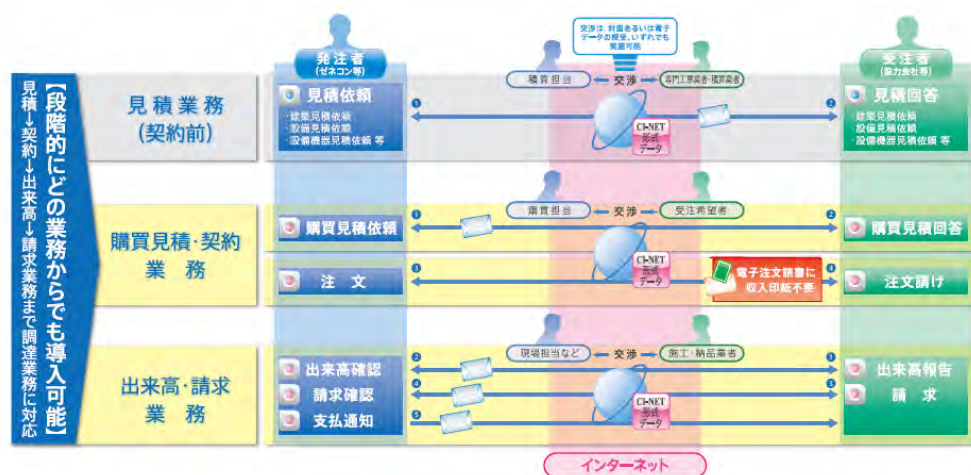
¹ 建設経済レポート No.77 第2章 Theme4 「制度改正が中小建設企業へ及ぼす影響」

² 企業間の取引に必要な見積り書、注文書、請求書等のデータを、インターネット等の通信を利用して、標準的な方法により企業間で交換すること。「電子データ交換」とも言う。

取引を行うことができる。CI-NETの利用については、当規格に対応したシステムやASP事業者³によるサービスを導入する必要がある。

CI-NETでは、見積り業務、契約業務、請求業務など各段階において、どの業務からでも電子導入を可能としている。企業の経営態勢に見合ったかたちで業務プロセスを電子化し、従来、紙媒体で行われてきた書類の転記や入力業務などの省略に加え、郵送や印紙にかかるコストの削減なども期待できる（図表1）。

図表1 CI-NETを利用した取引イメージ



(出典) 一般財団法人建設業振興基金ウェブサイト<<https://ci-net.kensetsu-kikin.or.jp/hajimete/>>

(2) 動向と現況

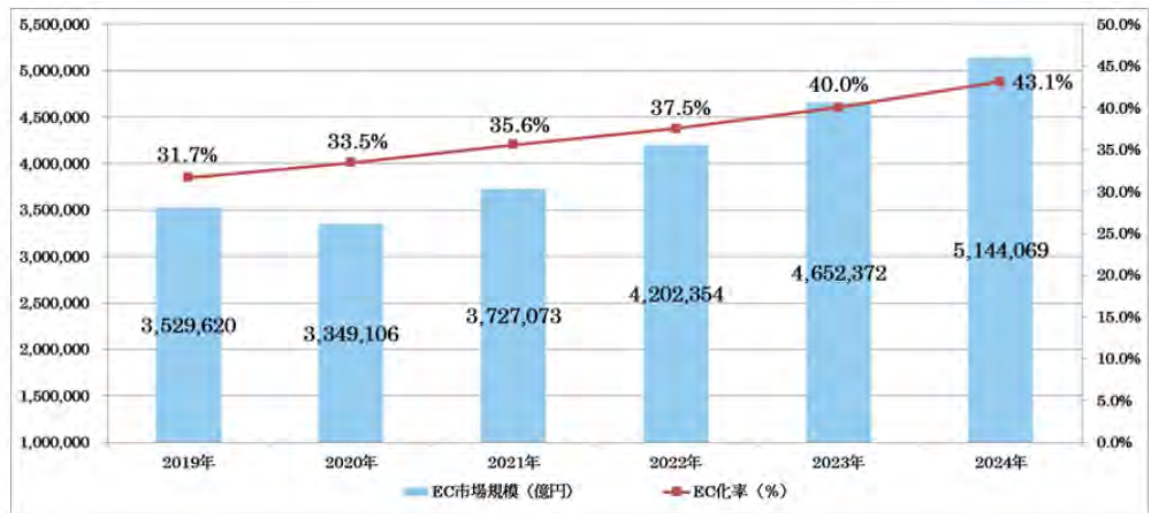
建設業における契約業務を始めとする見積りや発注、請求といった一連の事務処理プロセスのデジタル化については、2021年9月の建設業法改正において建設工事における見積り書の電子化が明確に認められるようになったほか、2022年1月には電子帳簿保存法の改正により、電子取引の電子保存が義務化されるなど直近の変革は目まぐるしく、各企業は事務プロセスの変化、対応を求められてきた。

経済産業省は、日本の電子商取引市場の実態等について、「デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」を実施している。当該調査は、電子商取引市場動向や利用者実態の調査を目的に1998年度より実施されており、BtoC・EC（消費者向け電子商取引）、BtoB・EC（企業間電子商取引）、CtoC・EC（個人間EC）の市場規模に加え、越境ECの消費者向け市場動向（日本、米国及び中国相互間）について調査、取りまとめをしたものである。

³ インターネットを経由してソフトウェアやその環境を提供する事業者のこと。

2024年度の調査結果をみると、建設業を含めたBtoB・EC市場の規模は右肩上がり推移している（図表2）。業種別内訳をみると、「その他」を除いたEC化率は、前年から3.1ポイント増の43.1%となった（図表1・3）。一方でBtoB・EC市場における建設業のEC化率は、直近3年で上昇しつつあるも、2024年度時点で18.3%とBtoB・EC市場の業種では最低値となっており、伸び悩んでいる。

図表2 BtoB・EC市場規模の推移



（出典）経済産業省「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」

図表3 BtoB・EC市場規模の業種別内訳

大分類	中分類	2022年		2023年		2024年	
		EC市場規模 (億円)	EC化率 (%)	EC市場規模 (億円)	EC化率 (%)	EC市場規模 (億円)	対前年比 (%)
建設	建設・不動産業	234,598	15.2%	271,277	16.9%	320,585	18.2%
製造	食品	296,443	70.7%	355,307	75.0%	415,859	17.0%
	繊維・日用品・化学	447,337	49.9%	451,456	52.4%	497,193	10.1%
	鉄・非鉄金属	286,620	44.1%	309,151	46.2%	335,717	8.6%
	産業関連機器・精密機器	207,734	42.0%	221,639	44.6%	238,228	7.5%
	電気・情報関連機器	450,282	66.3%	451,318	69.6%	504,055	11.7%
	輸送用機械	588,775	76.7%	735,495	80.6%	833,263	13.3%
情報通信	情報通信	182,616	22.3%	223,984	23.4%	228,688	2.1%
運輸	運輸	133,433	20.9%	139,465	22.5%	167,543	20.1%
卸売	卸売	1,128,794	34.9%	1,212,499	37.5%	1,288,684	6.3%
金融	金融	160,314	23.8%	184,548	25.2%	210,445	14.0%
サービス	広告・物品賃貸	44,596	15.9%	47,957	16.8%	52,794	10.1%
その他	小売	34,041	N/A	40,579	N/A	41,999	3.5%
	その他サービス業	6,771	N/A	7,697	N/A	9,018	17.2%
合計		4,202,354	N/A	4,652,372	N/A	5,144,069	10.6%
合計(その他を除く)		4,161,542	37.5%	4,604,097	40.0%	5,093,052	10.6%

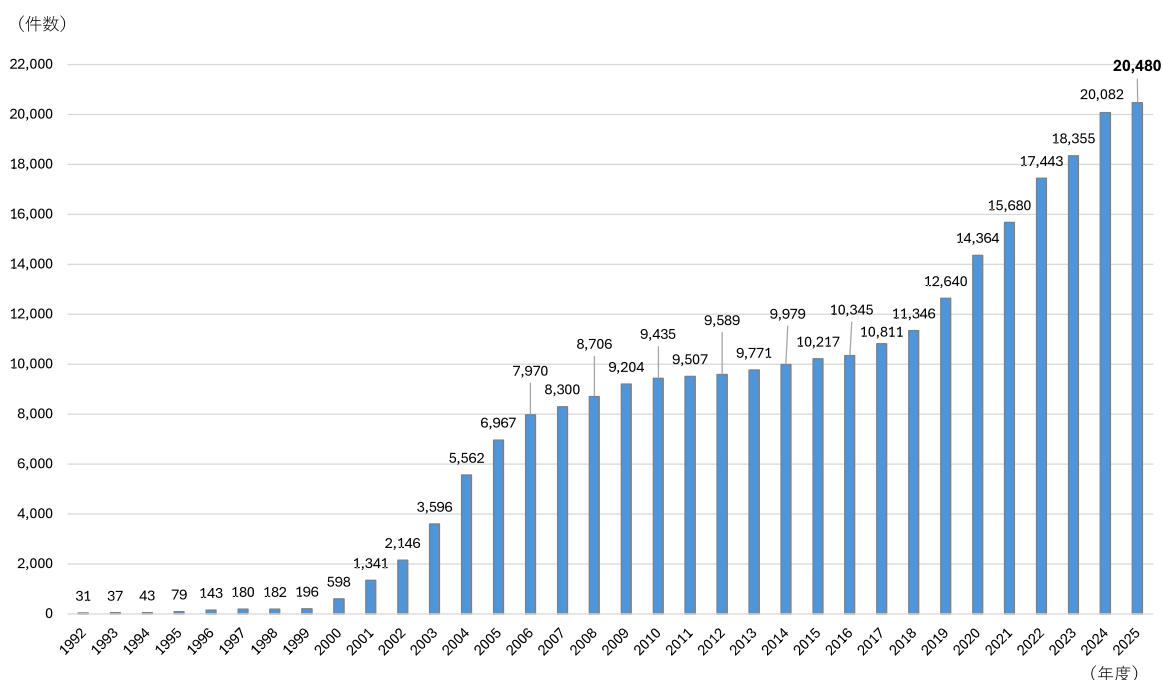
（出典）経済産業省「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」

こうした苦境のなか、国土交通省では EDI を含む建設業における IT の活用を促進するため、建設業界における標準化や関係法令の改正などの環境整備に注力しており、なかでも上述の CI-NET 導入を推進している。

CI-NET の運営主体の振興基金では、「金融・経理・契約支援センター 情報化推進室」を設置し、会員企業、国土交通省、学識経験者、関連団体などと連携し、CI-NET の規約の制定及び普及のための活動を行っている。

図表4は、CI-NET の導入状況（企業識別コードの登録状況）である。導入当初である1992年度は低調であったが、2000年度以降、右肩上がりに登録数が増加している。特に、2002年9月はCI-NET のASPサービス⁴が開始された時期であり、それ以降は全国展開の大手企業を中心に登録企業数が増加した。電子帳簿保存法の改正やインボイス制度の開始など事務処理の電子化に大きな動きがあったことから、2019年度以降、毎年約1,000件ずつ登録数が増加し、2024年度の登録数は20,000件を超えた。しかし、2025年11月時点での増加件数は500件を下回っており、勢いに落ち着きが見られる。

図表4 CI-NET 導入状況（企業識別コード登録数）



（出典）一般社団法人建設業振興基金「CI-NET 導入状況」（2025年11月末時点）を基に当研究所にて作成

⁴ Application Service Provider の略称であり、インターネットを介してソフトやプログラムを利用できるサービスのこと。ソフトのダウンロードやインストールをする必要がなく、インターネットにつながっていれば誰でもサービスを利用することができる。

CI-NETを導入している大手ゼネコンの一部を業務範囲別で示した表をみると、CI-NETは、見積り、注文、出来高請求・確認など、業務範囲毎に導入の検討が可能である（図表5）。各企業の導入状況をみても、見積り～出来高確認までワンストップでCI-NETを導入している企業がある一方、一部業務範囲のみ導入している企業もみられる。全体の傾向をみると、導入企業の多くでは見積りと注文段階までは導入しているが、出来高段階まで導入している企業は限定される。振興基金によれば、出来高請求等に係るCI-NET導入は現場の職員との連携が必要となり、事務職員のみで完結する見積り、注文段階と比較すると、導入のハードルがやや高くなるとのことであった⁵。

また、建設業界においては大半のゼネコンがCI-NETを導入しているが、一部ゼネコンにおいては自社独自の電子商取引システムや、他の既製システムを利用するゼネコンもみられる。CI-NETを利用する元請企業は、2025年11月末時点で前年度より2件増加した。

⁵ 振興基金へのヒアリングにて確認（2024年6月6日実施 第3章3.1（3）を参照）。

一方、振興基金の情報化推進室では、CI-NETの標準化、実用化及び普及を促進するため、学識者や建設産業関連団体などで構成される「情報化評議会」を設置している。策定された3ヵ年活動計画の下「CI-NET導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供や導入・運用に関する簡易な手法の提供などを行い普及・展開を図るとともに、企業が安心してCI-NETを導入・運用できる環境を構築するため、標準ルールのメンテナンス等」⁶に取り組んでいる。

しかし「第5次3ヵ年活動計画（2023～2025年度）」では、2025年度末のCI-NET利用企業数目標は23,000社以上とされている（図表6）。2025年11月末時点での増加率は芳しくなく、導入において何らかの壁があることが予想される。

図表6 情報化評議会 第5次3ヵ年活動計画（2023～2025年度）

■第5次3ヵ年活動計画(2023～2025年度)	
○数値目標	
(1) 発注側企業数の拡大	3カ年で新規ゼネコン導入企業数 13 社以上の増加
(2) 利用企業数の拡大	2025 年度末の利用企業数 23,000 社以上
(3) 対象業務の拡大	3カ年で出来高・請求業務の導入企業数 4 社以上の増加
○普及活動	
①	電子商取引説明会および個別支援の実施
②	広報コンテンツの作成
③	電子化率調査および利用状況調査の実施
④	聞き取り調査(既導入企業)の実施
⑤	設備見積の普及促進に向けた検討

（出典）一般社団法人建設業振興基金「評議会 活動状況」

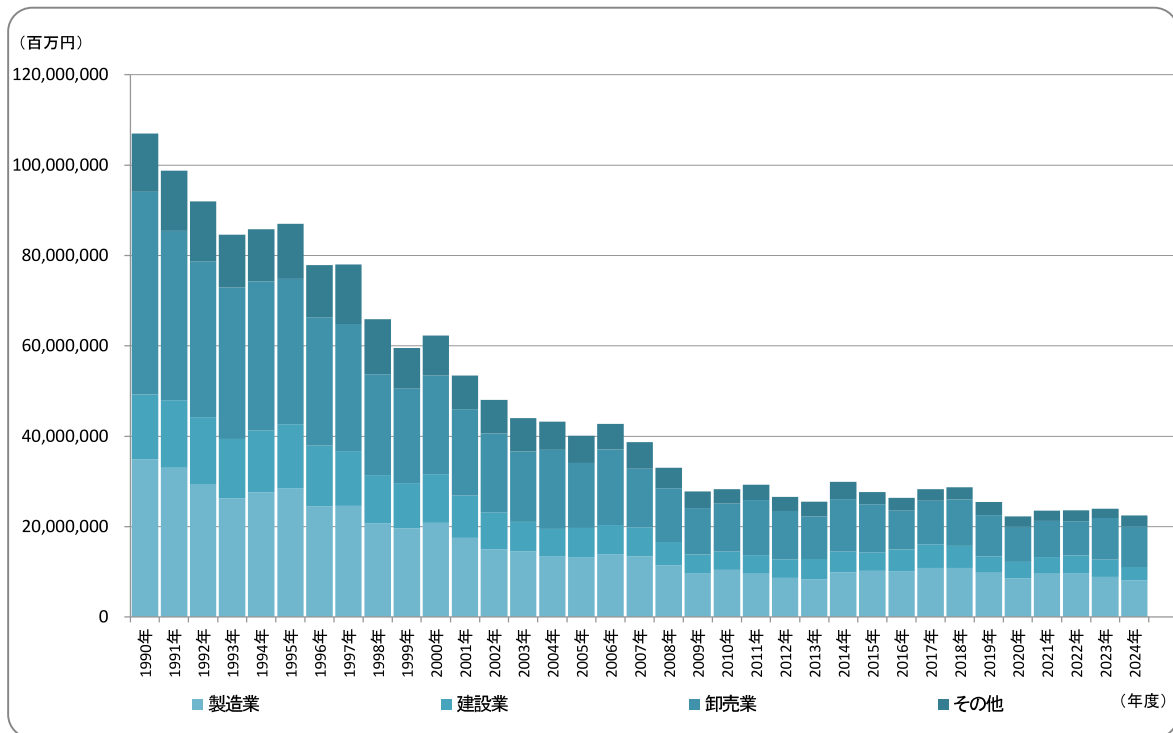
⁶一般社団法人建設業振興基金ウェブサイト <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/hyogikai/katsudou.html>

2. 約束手形の廃止と支払いサイトの短縮について

(1) 概要

約束手形とは、振出人（支払側）が受取人に対し「一定の期日までに支払うことを約束する」有価証券であり、その歴史は手形交換所が設立した明治期にまで遡る。請負契約であり、完成後の入金まで長期間を要する製造業や卸売業、そして建設業では主要な決済手段の1つとされてきた。業種別の支払手形の残高推移をみると、この3業種が総残高の9割を占めていることがわかる（図表7）。支払手形残高は、この約30年間で徐々に減少している。表題でも触れたとおり、政府は2026年度末までに紙の約束手形及び小切手を実質的に廃止する方針を示しており、我が国の手形文化は長い歴史に幕を下ろそうとしている。

図表7 支払手形残高の推移(1990年度～2024年度)



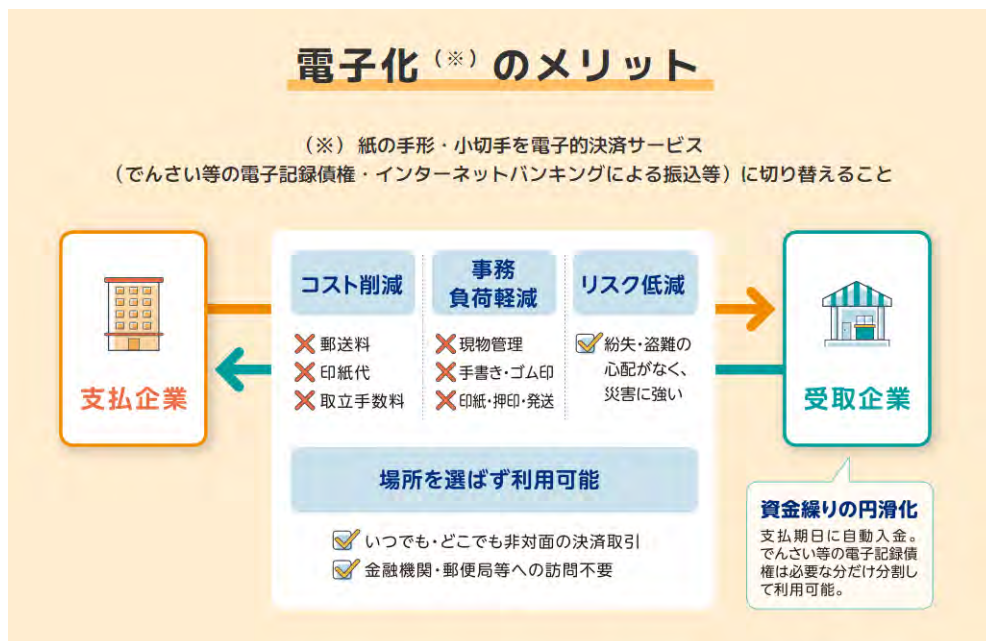
(出典) 財務省「法人企業統計調査」を基に当研究所にて作成

即時の現金化が可能である小切手とは異なり、約束手形は現金化に時間がかかり、手形支払時の割引手数料も受取人が負担するケースが大半であるなど、受取側の資金繰りを圧迫する要因となることが多い。また、インターネットバンキングなど電磁的方式での決済が一般化する昨今において、紙面での手続きは紛失・盗難などのリスク面や、印紙税・事務処理の煩雑さな

どのコスト面においても課題があり、時代のデジタル化・効率化要求の中で、制度的な足枷となることは否めなかった。

代替案として、経済産業省は約束手形の電子化を推奨している。主に挙げられる電子記録債権は、債権の発生・譲渡を、電子記録債権機関が作成する記録原簿へ電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容を定める金銭債権である。一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」という。）は、各金融機関における約束手形の取扱い縮小の動きに伴い、電子記録債権やインターネットバンキングによる振込みへの切替えを検討するよう呼びかけている（図表8）。

図表8 約束手形電子化への呼びかけ



(出典) 一般社団法人全国銀行協会ウェブサイト<<https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/>>

また、手形による支払サイトの長期化は特に中小企業や下請事業者にとって、資金繰りにおける大きな負担となっており、支払条件の改善という観点からも廃止・電子記録債権への移行が支持されている。中小企業庁は、中小企業における取引適正化の課題の1つに「支払条件の改善」を位置づけており、業種別の下請ガイドラインや自主行動計画などを通じ、約束手形、電子記録債権、一括決済方式による下請代金の支払サイトの短縮を推進している。

2024年11月以降、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）の運用が変更され、支払サイトが60日を超える約束手形の交付が行政指導の対象となったが、2025年7月には下請法の改正に伴い、手形による代金支払いを含め、これらは禁止事項として明示された。公正取引委員会は、改正法の適用対象に関わらず、支払手段の適正化を推進するよう関係団体等への要請文を发出している。

(2) 動向と現況

まず国の動きとして、中小企業庁においては、2016年9月に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて」⁷にて、元下間取引における支払条件の改善が重点課題の1つとして掲げられた。目標実現に向け中小企業庁は2021年3月に「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」を設置し、それまでの取組の進捗確認に加え、約束手形の更なる現金化の進展、手形サイトの短縮、手形割引料の負担の適正化、新しい決済手段の浸透などの検討を行い支払手段の更なる適正化推進を図った。

一方、全銀協では、2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革」⁸における「オールジャパンでの電子手形・小切手の移行」として示された、手形・小切手の削減とそれらの全面的な電子化移行の検討及び推進を受け、同年12月に「(2019年から)5年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法に移行すること」を中間的な目標として設定した。2021年4月には上述の「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定要請を受け、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」を設立。同年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」の後押しも手伝い、同年7月に自主行動計画を公表し2026年度末までに電子交換所に持ち出されるすべての手形・小切手の交換枚数をゼロにする旨を示した。

2022年11月には紙の手形交換所が廃止し、電子交換所が設けられ、紙の手形や小切手を画像データに変換し取り扱ってきた。ほかにも2023年6月の政府による「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」2023改訂版⁹にて「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」ことが明記されるなど、産業界及び関係省庁と金融業界が一体となった取組は積極的に打ち出されてきたが、目標の「2026年度末までの手形・小切手ゼロ」達成は厳しい状況であった(図表9)。

⁷ 中小企業庁ウェブサイト

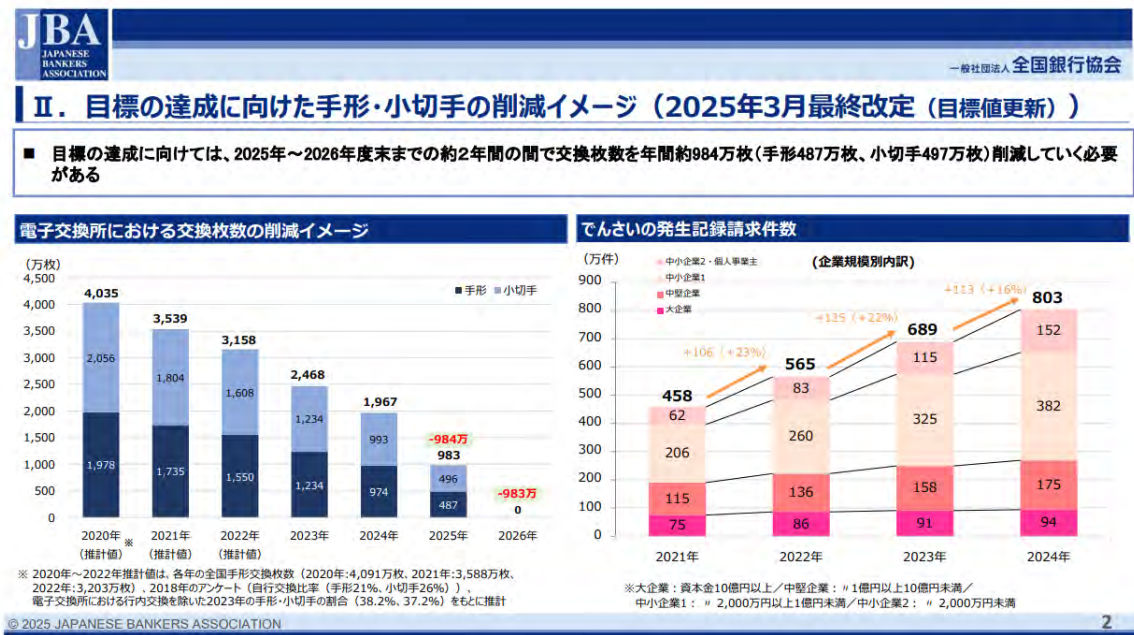
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/shienbunkakai/2016/161110haifu4A.pdf>

⁸ 文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu16/siryu/_icsFiles/afieldfile/2017/09/29/1396728_06_1.pdf

⁹ 内閣府ウェブサイト https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf

図表9 手形・小切手削減イメージ（2025年3月時点）



（出典）一般社団法人全国銀行協会「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」

この実績を踏まえ全銀協は、2025年3月に自主行動計画を改訂し、抜本的取組として「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」こと、「電子交換所システムの更改は行わない」ことを方針として示し、実質的な約束手形・小切手の廃止を明言した。これを受けて、メガバンクにおいても手形・小切手帳の発行終了や提出期限設定、取扱いに関する手数料の新設など、手形・小切手利用廃止に対応する動きがみられている。

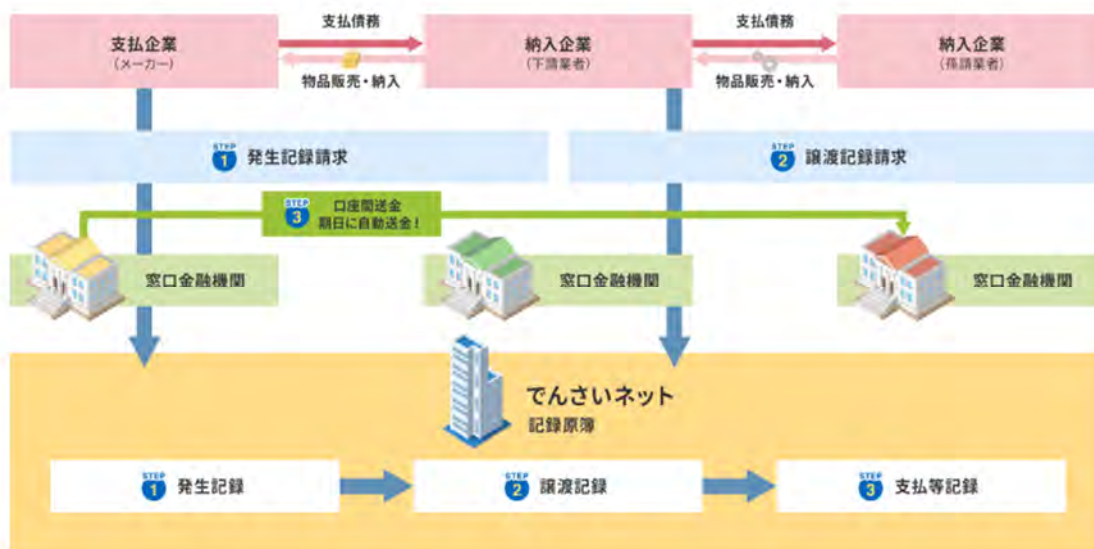
また経済産業省は、紙の約束手形に代わる支払手段として、電子記録債権の活用を推奨している。電子記録債権は手形に代えて電子的に債権を発生・譲渡等することができる決済手段であり、手形とは異なり、ペーパーレス化による事務負担の軽減や管理コストの削減、金銭債権を分割しての支払いが可能といったメリットがある。

電子記録債権機関の中で参加金融機関が最も多いのは、全銀協が設立したでんさいネット¹⁰である。でんさいネットでは、上述の手形廃止に伴い廃止される取引停止処分制度¹¹と同様の制度を盛り込んでおり、従来の手形と同様に利用することができる（図表10、図表11）。

¹⁰ 株式会社全銀電子債権ネットワーク

¹¹ 6か月間に2回、手形・小切手の不払い（不渡り）を起こした者に対し2年間の参加銀行との当座預金取引や貸出取引を禁止する制度。

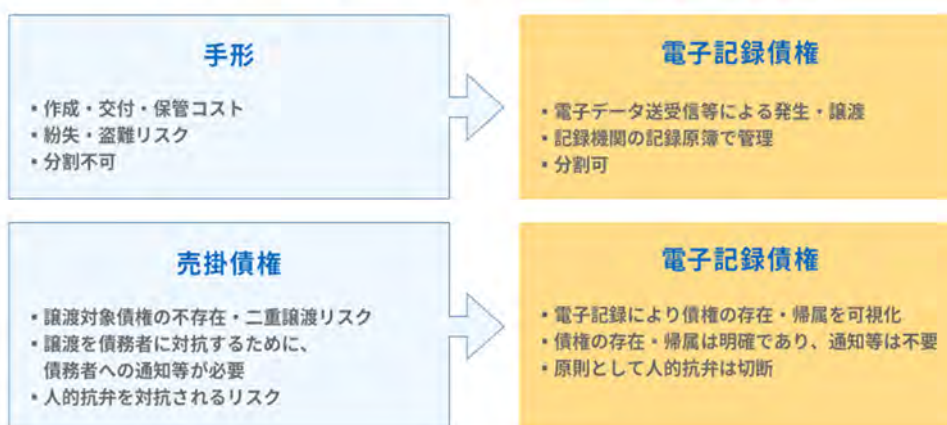
図表10 電子記録債権の取引イメージ



(出典) でんさいネットウェブサイト<<https://www.densai.net/about/academy/origin/>>

図表11 電子記録債権のメリット

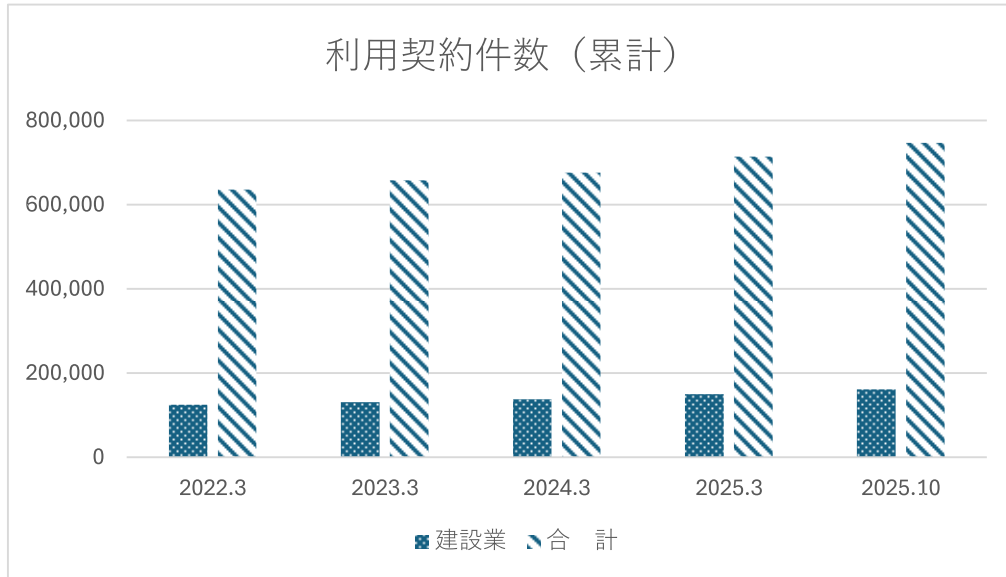
電子記録債権＝手形・売掛債権の問題点を克服した金銭債権



(出典) でんさいネットウェブサイト<<https://www.densai.net/about/academy/origin/>>

でんさいネットが公開している業種別請求等取扱高の数値をみると、建設業はここ数年、年間5,000件以上～10,000件前後の利用があり、業種別全体の利用割合は21.6%と製造業、卸売業・小売業に次ぐ高い割合を占めている(図表12、図表13)。建設業において、手形利用に対し一定のニーズがあることが推察される。

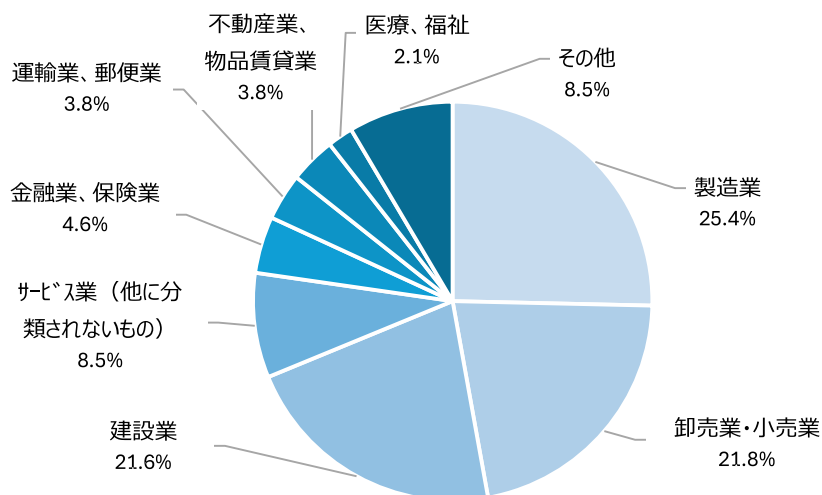
図表12 電子記録債権の発生記録件数



利用契約件数（累計）	（件）	
	建設業	合計
2022.3	124,958	635,929
2023.3	131,286	658,008
2024.3	137,711	675,932
2025.3	150,408	714,088
2025.10	161,535	746,498

（出典）でんさいネットウェブサイト<<https://www.densai.net/stat/>>を基に当研究所にて作成

図表13 利用契約件数（累計）の業種割合（2025年10月末時点）



（出典）でんさいネットウェブサイト<<https://www.densai.net/stat/>>を基に当研究所にて作成

また手形廃止と同時に、支払条件の改善という観点から、支払サイトの短縮が求められた。下請法では、第四条 2 項二号（親事業者の順守事項）において、「下請代金の支払いにつき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（割引困難手形）を交付すること」を禁止している。割引困難手形の具体的な基準については、公正取引委員会と中小企業庁の策定する「指導基準」で定められており、2024年4月の下請法に基づく「指導基準」の変更では、2024年11月1日以降、業種を問わずサイト60日を超える手形が割引困難手形に該当するおそれがあるものとして扱われることとなった（図表14、図表15）。

図表14 下請法における「割引困難手形」交付の禁止

（参照条文）下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）	
（下請代金の支払期日） 第二条の二	下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
2 （略）	
（親事業者の遵守事項） 第四条	親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。 三～七 （略）
2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。 一 （略）	二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
二・四 （略）	

（出典）公正取引委員会「手形が下請代金の支払い手段として用いられる場合の指導基準の変更について」

図表15 割引困難手形に関する「指導基準」の変更

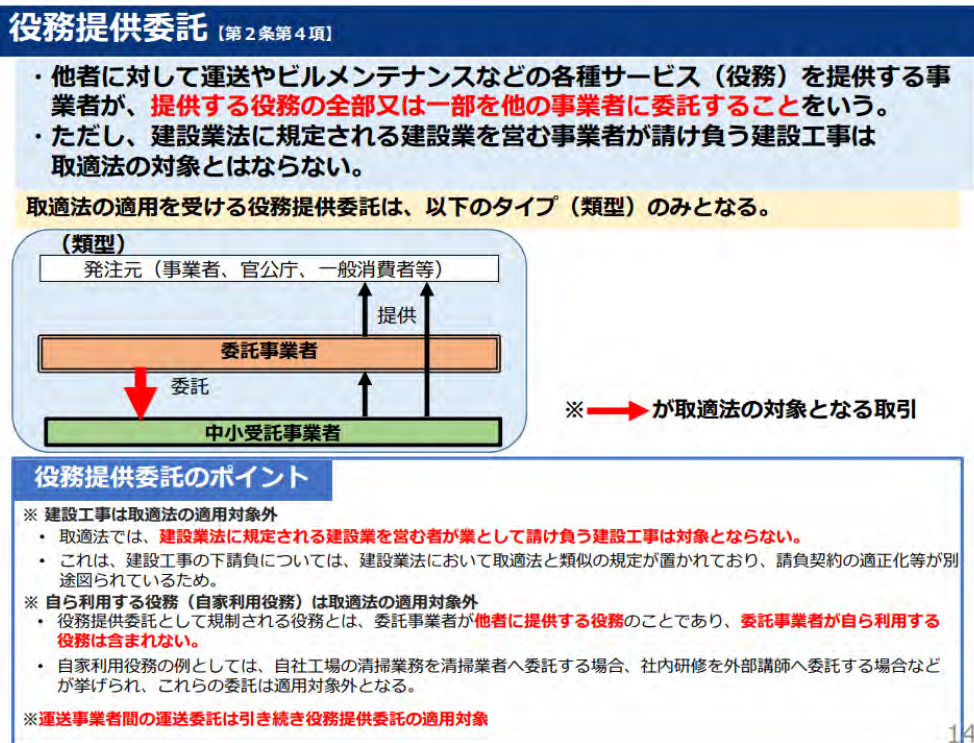
<p>手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（新設）</p> <p>手形（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）第4条第2項第2号の手形をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」という。）の基準（以下「指導基準」という。）について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。</p> <p>今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とする。</p> <p>これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導されたい。</p>
--

（出典）公正取引委員会「手形が下請代金の支払い手段として用いられる場合の指導基準の変更について」

この下請法については、2025年5月に改正法が公布され、2026年1月の施行より、法律の題名が「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下、「取適法」という。）に改められることとなった。取適法は、より支払い手段の適正化を推し進めるため、手形の交付による支払いの一律禁止、また支払期日を超える満期を設定した一括決済方式または電子記録債権を使用した支払いを、条項記載の支払遅延の禁止に該当するとしており、手形について上述のシステム的な実質廃止に続き、法的に禁じる姿勢を明示した。公正取引委員会はこれについて、各産業の業界団体、金融機関や監督省庁等に対し、同内容の周知及び国内サプライチェーン全体での取組を要請する文書を、中小企業庁と連名で発出した¹²。要請文では「取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体で支払手段を適正化していくことが重要」の文言がある。建設業法に規定される建設工事は適用外ではあるものの（図表16）、無関係ではいられないだろう。

¹²公正取引委員会ウェブサイト「サプライチェーン全体での支払の適正化に関する事業者団体等への要請について」https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251111_yousei.html

図表16 下請法の対象について（建設工事の場合）



（出典）公正取引委員会「2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会」説明資料

3. 課題整理

(1) 電子商取引の普及における課題

上述の通り、BtoB・EC市場における建設業のEC化率は非常に低く、政府及び振興基金が推進するCI-NETの導入件数についても、普及状況は目標値を下回っている。CI-NETの大幅な導入件数拡大は、主に大手ゼネコンにおける積極的な導入が下請階層へ波及したことが要因と考えられるが、その流れがひと段落し、中小企業階層の導入が課題となっていると予想される。

特に中小企業は、大手ゼネコンのようなシステムに特化した部署を持たない企業がほとんどであることから、社内フローの電子化は容易ではないだろう。その裏には費用面での導入コストやランニングコストの発生、また社内周知や取引先への説明などによる人的負荷や、既存人材のITリテラシーの低さなどが挙げられる。建設業中小企業における電子商取引の普及には、多くの壁があると推察される。

(2) 約束手形の廃止がもたらす影響、課題

約束手形の廃止に関し、当研究所にて2024年度に行ったアンケート調査¹³では手形が廃止になった場合「資金繰りに影響はない」と回答した企業が多く、また同時に、電子記録債権は導入しているものの実際の使用についてはニーズの低さがうかがえた。実質的な手形廃止のリミットが迫るなか、電子記録債権の利用数は今後も増加していくものと推測されるが、地場企業における普及は容易ではないだろう。電子商取引同様、導入や運用面での定着に一定のハードルがあることは否めない。

なお、2024年度のアンケート調査では、大手ゼネコンの協力会社を対象としており、手元資金にある程度の余裕をもった企業であると推察される。より業界の平均像へ着目し、約束手形の廃止による資金繰りへの影響を見つめ直す必要がある。また、約束手形の廃止が悪影響を及ぼす場合は、約束手形の廃止がきっかけで資金調達難に陥るケースや、デジタル化へ労力を割けないケースなどが予想される。

¹³ 「制度改正の対応状況に関するアンケート調査」。建設経済レポート No.77 第2章 Theme4「制度改正が中小建設企業へ及ぼす影響」にて実施。

4. アンケート調査

各課題に基づき、建設企業の対応状況を把握すべく、一般社団法人全国建設業協会（以下、「全建」という。）の協力の下、会員企業を対象としたアンケート調査（以下、「2025年度調査」という。）を実施した。2025年度調査の概要については以下のとおりである。

調査名称	令和7年度 発注関係事務の運用状況等に関するアンケート
調査目的	当アンケートは、全建が各都道府県協会や各都道府県協会所属の、会員企業の状況及び課題等を把握し、入札契約制度等の改善に係る要望等に当たった基礎資料とすることを目的に調査を実施したもの。 今回、近年施行されている各制度が建設業にもたらす変化を考察するに当たり、各建設企業の対応状況を把握するため、必要な設問事項を当アンケートに盛り込む形で実施した。
対象者	47都道府県建設業協会及び全建会員企業
調査内容	「電子取引への対応状況」 「工事代金の支払い状況」
実施期間	2025年6月から同年7月
実施方式	Web回答方式
集計方法 ¹⁴	都道府県建設業協会及び会員企業の回答をそれぞれ単純集計。ただし、各設問における「不明」回答及び未回答については集計数から一部除外。

¹⁴ 複数回答の設問は、回答項目数の合計を母数としているため、全建公表資料とは構成比率が異なる。

(1) アンケート対象の企業情報

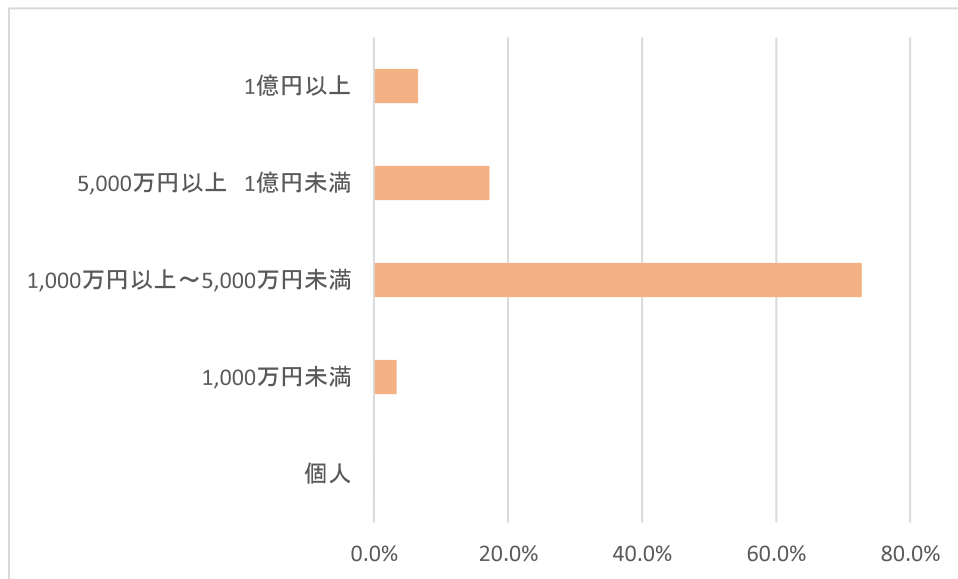
本アンケートの調査結果について、冒頭にて述べた 2024 年度建設経済レポートで取り上げたアンケート調査（以下、「2024 年度調査」という。）との比較を行い、各階層における傾向と現状を整理した。なお、2024 年度及び 2025 年度調査の概要と企業情報は以下のとおりである。

2025 年度調査

【概要】

調査名称	令和 7 年度 発注関係事務の運用状況等に関するアンケート
対象者	47 都道府県建設業協会及び全建会員企業
実施期間	2025 年 6 月から同年 7 月
有効回答数	1,893 件 ¹⁵

【資本金】



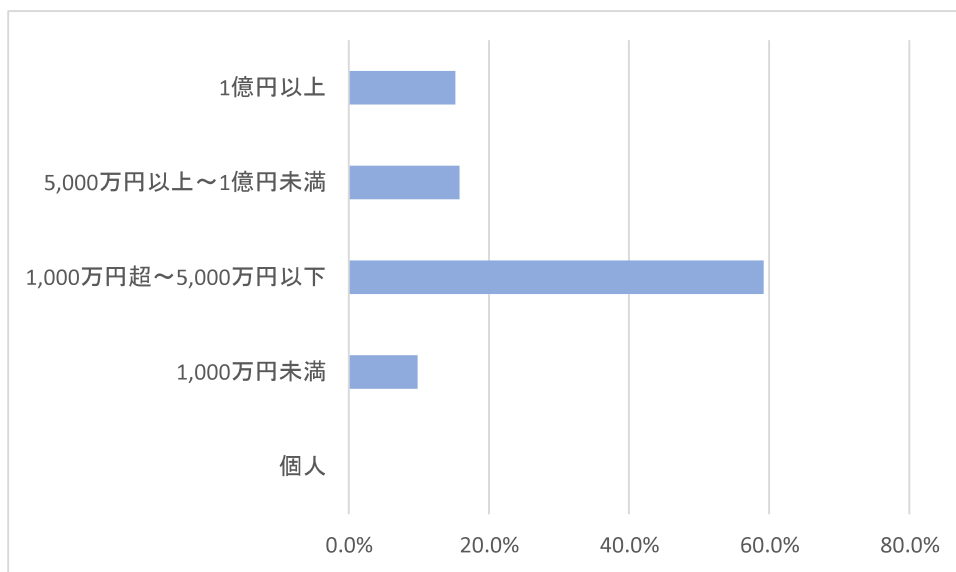
¹⁵ 回答件数は回答期限を過ぎた回答も有効回答として含めるため、全建公表資料とは異なる。

2024年度調査

【概要】

調査名称	制度改正の対応状況に関するアンケート調査
対象者	ゼネコン8社の施工協力会に所属する建設会社
実施期間 ¹⁶	2024年9月18日から同年10月16日
有効回答数 ¹⁷	2,009件（回答率23.4% ※参考値）

【資本金】



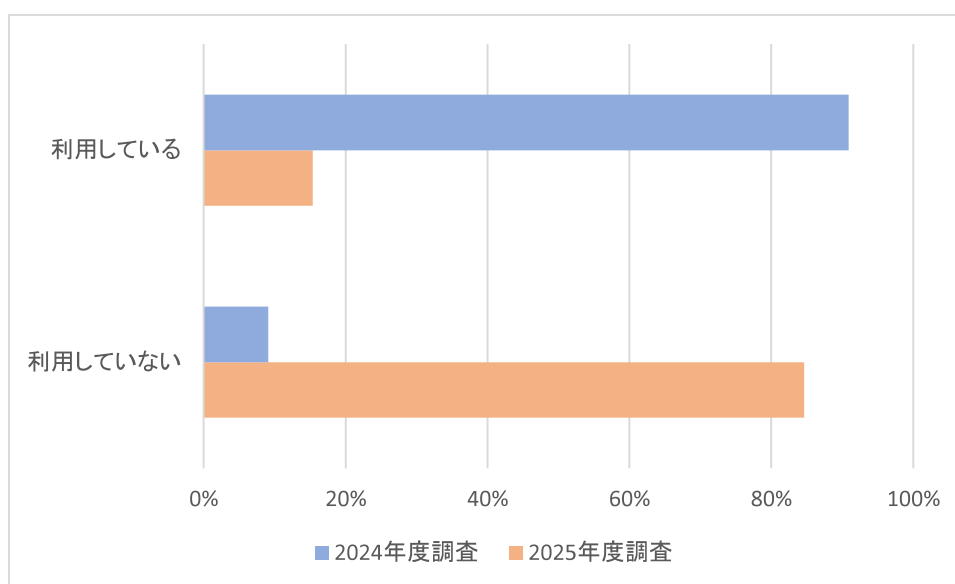
¹⁶ 当初、2024年9月4日～9月30日を実施期間として調査を開始したが、システムの不備により一時運用を停止、同年9月18日～10月16日を実施期間として調査を再開した。

¹⁷ 複数のゼネコン協力会に所属している企業がそれぞれのゼネコン協力会からの案内に回答し、重複している場合は、回答日時の早い回答を有効としている。また、同じ法人で異なる事業所からの回答があった場合は、事業所の所在する都道府県が同じ場合を除き、1件としてカウントしている。

(2) アンケート結果と比較

電子取引の利用有無については、2024年度調査では80%以上の企業が電子取引を利用していると回答したが、2025年度調査では逆転し、利用していないと回答した企業がほとんどを占めた。中小企業階層における電子取引の浸透が進んでいない状況が、如実に表れているといえる（図表17）。

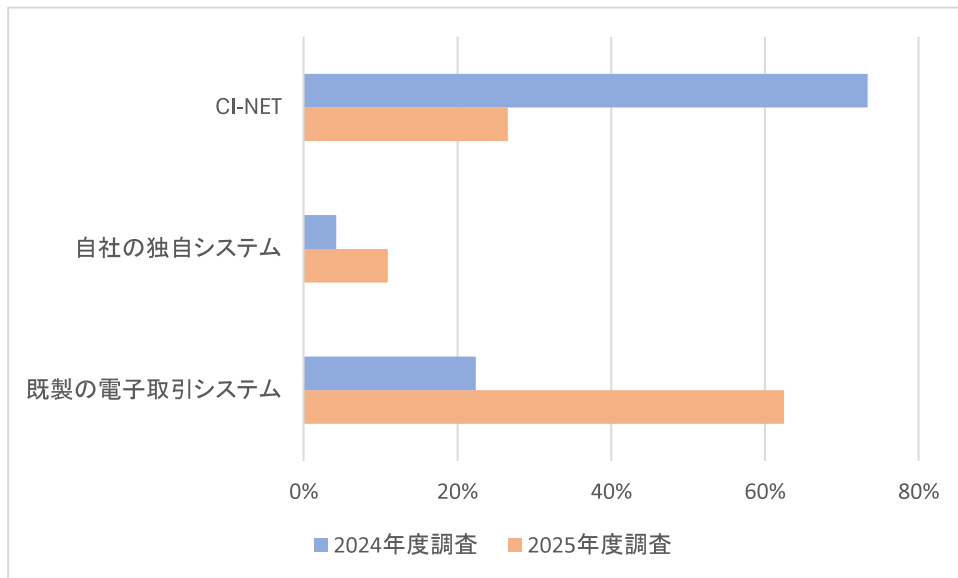
図表17 電子取引の利用有無¹⁸



また、導入している電子システムについても、2024年度調査ではCI-NETを活用する大手ゼネコンと積極的に取引をしていることからCI-NETの導入率が高い傾向にあったが、そうではない2025年度調査では既製システムの比率が多くを占めた（図表18）。

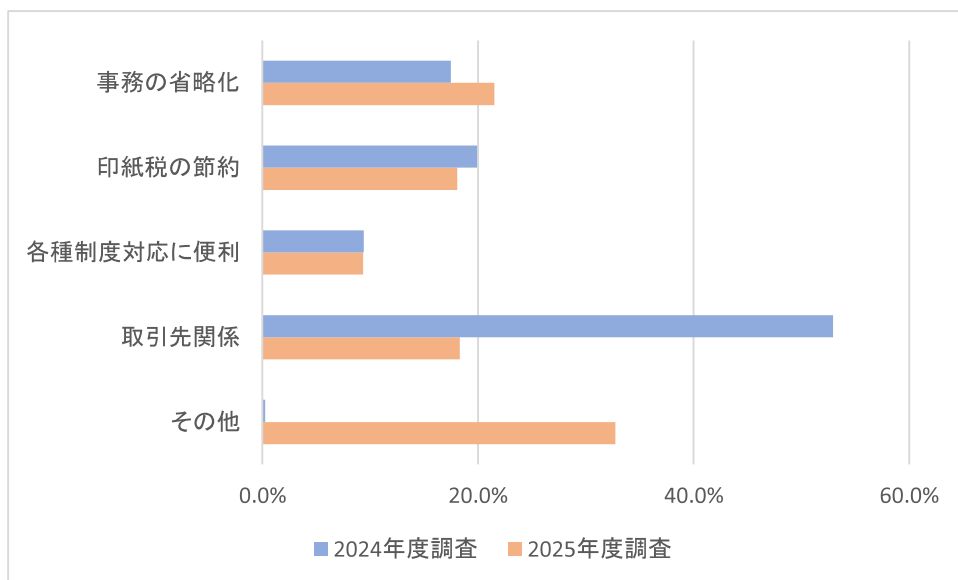
¹⁸ 「利用している」…「一部行っている」を含む。
「利用していない」…「今後行う予定」を含む。

図表18 導入している電子取引システム



電子取引システムの導入理由（きっかけ）は、2024年度調査では大手ゼネコン各社のCI-NET導入が牽引し、「取引先関係」が最多となった。2025年度調査は「事務省略化」に加え、「その他」に含まれる「環境配慮（ペーパーレス）」が多い傾向にあった（図表19）。

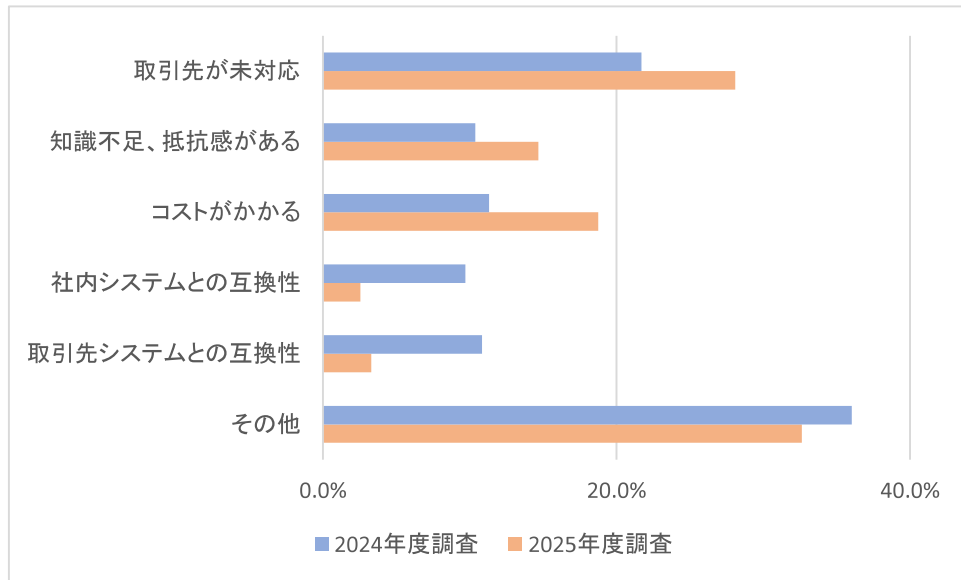
図表19 電子取引システムの導入理由（きっかけ）¹⁹



¹⁹ 「その他」…「書類の検索や確認が容易（便利）」「保管に便利」「環境配慮（ペーパーレス）」など。

電子取引システムを導入していない理由は、両年度調査ともに「取引先が未対応」が最多となった。しかし、大手ゼネコンによる導入指示が影響した2024年度調査に比べ、2025年度調査では外部アクションによる導入は少ないことが推測されることから、この差は将来的に、システム導入面において大きな乖離を生むと予想される（図表20）。

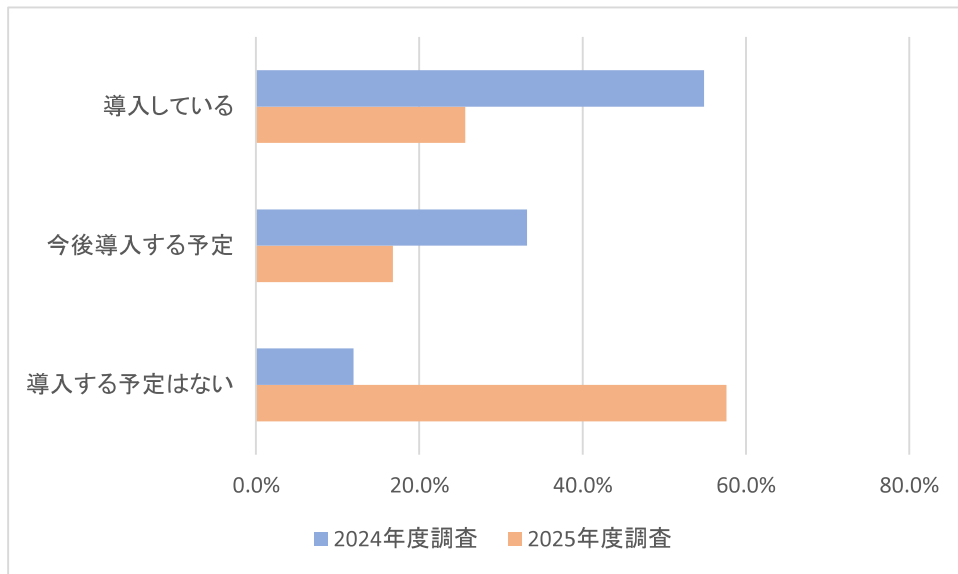
図表20 電子取引システムを導入していない理由²⁰



電子記録債権の導入予定については、半数以上が「導入している」と回答した2024年度調査とは逆に、2025年度調査では「導入する予定はない」と回答した企業が半数以上を占めた。取り扱う案件の規模に比して、ニーズが減少しているものと推察される（図表21）。

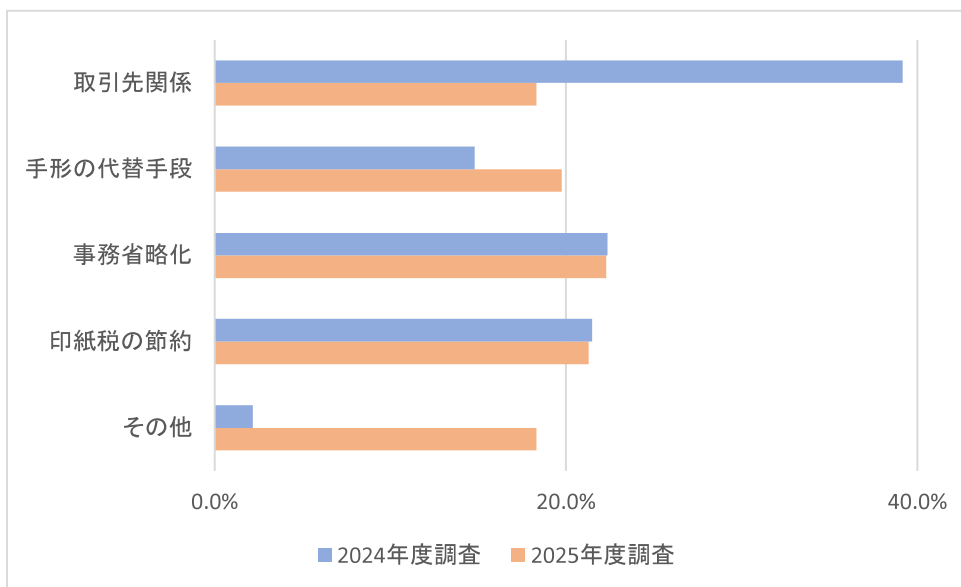
²⁰ 「その他」…「対応する人員・人材の確保ができない」「導入に見合う仕事量がない」「通信設備の整備（セキュリティ対策等）が必要」など。

図表21 電子記録債権の導入予定²¹



電子記録債権を導入した企業の導入きっかけは、2024年度調査は電子取引同様「取引先関係」が多くを占めた。2025年度調査はばらつきがみられたものの、「事務の省略化」「印紙税の節約」といった事務処理面でのメリットが優位に働いた（図表22）。

図表22 電子記録債権を導入した理由（きっかけ）²²

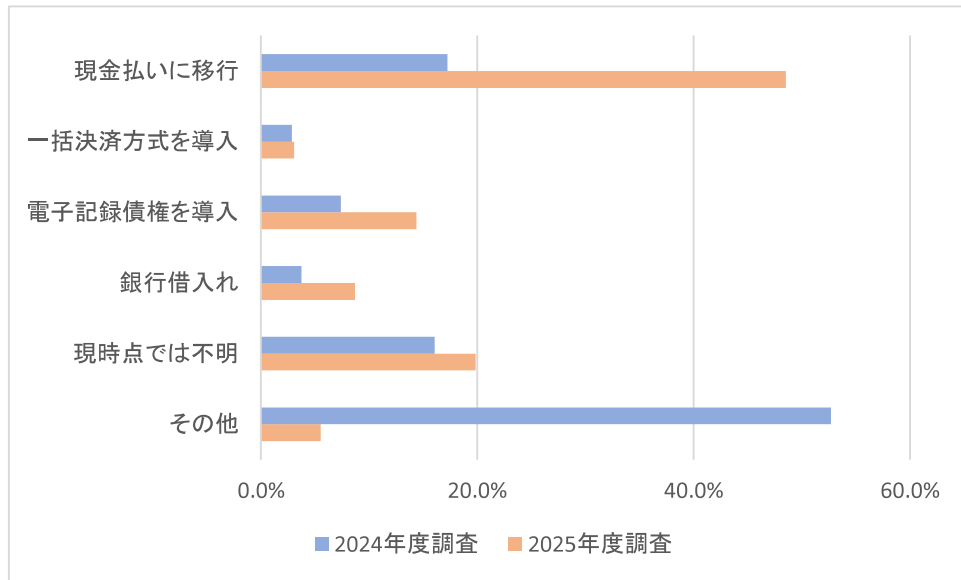


²¹ 「導入している」…「一部導入している」を含む。

²² 「その他」…「環境配慮（ペーパーレス）」「各種制度（インボイス、電子帳簿保存法等）への対応に便利」など。

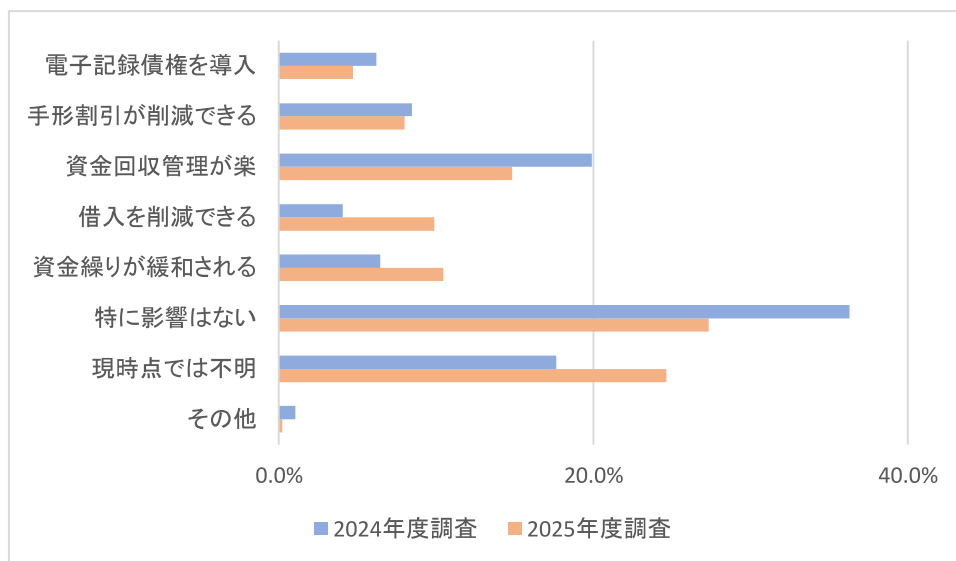
支払い側として手形廃止時に想定される対応については、2024年度調査では「その他」として特に影響はないと回答した企業が多くを占めたが、2025年度調査では「現金払いに移行」と回答した企業が約半数となった。「電子記録債権を導入」や「銀行借入れ」の回答は比較的多くないことから、資金繰り面のハードルは高くないものと推察される（図表23）。

図表23 【支払い側】手形廃止時に想定される対応



また、受取り側は両年度ともに「特に影響はない」と回答した企業が最多であった。手形廃止による資金面の悪影響は、あまりみられないものと捉えられる（図表24）。

図表24 【受取り側】手形廃止時に想定される対応



5. ヒアリング調査

(1) A社（実施日：2025年11月28日）

【企業情報】

所在	東京都千代田区
資本金階層	1,000万円以上～5,000万円未満
許可業種	建築工事業、内装仕上工事業ほか

【電子商取引の普及について】

- ・大手1社との取引においてCI-NETを利用している。コスト発生やタスク変更など導入に少々負担を感じたが、大手取引先からの要求であれば実質選択権はない。
- ・CI-NETは便利ではあるものの、入力ミスによるエラーが送信側ではわからず、受信側で初めて発覚する仕様なので、余計な手間が発生する可能性がある。
- ・普及に関しては、ITリテラシーの壁は否めない。また、さらに下の請負階層へ波及させるには、システムインフラのコントロールを行うマンパワーが足りず厳しいと感じる。

【約束手形の廃止について】

- ・手形の利用は大手1社との取引のみ。先方の手形在庫消化のため実施しており、最終的には現金決済へ移行予定。
- ・受取口座としてでんさいネットを導入しているが、長らく利用していない。
- ・基本的に現金決済のため、手形廃止による影響はない。大口案件があっても乗り切れる程度には手元資金を保有しているため、手形がないと困る場面は特にないと思われる。

(2) B社（実施日：2025年12月5日）

【企業情報】

所在	東京都中野区
資本金階層	1億円以上～10億円未満
許可業種	建築工事業ほか

【電子商取引の普及について】

- ・支払のみ電子商取引（他社システム）を利用。
- ・従前（紙）で行われていた請求書の仕分け作業や現場への郵送がなくなったほか、様式が統一されたことで、事務処理の負担が大幅に軽減されたと感じる。
- ・現在は見積り～契約業務の電子化を目指しており、まず社内フローの電子化を目標としている。しかし、いずれ取引先へ対応をお願いする際にはある程度の事務負担発生が予想されるため、今後の対応を思索している。
- ・電子化の利便性を経験したのでCI-NETが便利であることも理解できるが、現状、外部との取引に影響するシステムを導入することは難しい。特に建設業界のITリテラシーの低さ、また取引先にシステムの使用方法を伝えるという企業側の負担は大きく、導入しない理由としては十分すぎる。

【約束手形の廃止について】

- ・現金決済のみ。手形は使用しない方針。労務費が現金払いのため、他の支払いを手形にすると手間がかかるため。
- ・卸売業などの他業種では手形廃止の影響は大きいかもしれないが、少なくとも当社や取引先等の周辺では手形廃止による影響はみられない。

(3) C社（実施日：2025年12月24日）

【企業情報】

所在	東京都大田区
資本金	1,000万円超～5,000万円以下
許可業種	建築工事業ほか

【電子商取引の普及について】

- ・利用はないが、工事の工程管理に使用していた既存システムに支払機能が追加されたため、支払いフローの電子化導入を検討中。
- ・早めの導入を目指したいが、社内運用フローの構築や業務効率面の検討、取引先への波及が課題。社内人材の2/3が50歳以上なので、運用定着にはやや難あり。
- ・支払通知書は電子化（メール）しているが、半分はFAX。取引先の対応状況に鑑みると、すべてを電子化するのは現実的ではない。
- ・受注案件はほとんどが個人顧客（個人宅の新築）であり、顧客によって対応が変わるため、全フロー電子化によるメリットは薄いと感じる。

【約束手形の廃止について】

- ・基本的に現金決済。手形の利用は全体の10%以下で、受取はない。
- ・手形サイトの短縮をきっかけに現金化への完全移行を検討中。資金繰りは金融機関の借入で十分賄えるほか、現金決済対応は新規取引先との交渉面で優位に働くため、特にデメリットは感じない。
- ・電子記録債権は導入しているものの過去に利用なし。現在の手形支払分をでんさいネットに移行するかは、現金決済が十分可能なため検討していない。

6. 課題解決に向けての考察

(1) 電子商取引の普及

電子商取引については、業務の効率化や事務負担の軽減といった利便性が一定程度評価されているものの、現場への普及という点では依然として厳しい状況にあることがわかった。特に大きな壁となっているのが、就業者の高齢化に起因するITリテラシーの低さや、システムやネットワークを管理・運用できる人材の不足といった点である。これは、中小規模の企業こそ如実に直面している課題であるといえよう。CI-NETに限らず、受発注や請求、支払といった業務フロー全体の電子化を進めようとするれば、この壁は避けては通れない。実際に導入を進める場合、これらの壁を乗り越える努力は各企業に委ねられる部分が多いが、特に人手や専門人材に乏しい小規模企業ほど負担は重く、導入への心理的・実務的ハードルは非常に高くなると考えられる。こういった課題を克服していくためには、導入企業側の努力だけでなく、システム運営・提供側によるわかりやすい操作設計や導入支援、継続的なサポート体制の整備が不可欠ではないだろうか。例えば、国の支援施策であれば、統一化されたマニュアルの配布や、地域レベルでサポートスタッフを配置するなどが挙げられる。電子商取引の円滑な普及を図るためには、企業努力を後押しする態勢づくりが肝要ではないだろうか。

(2) 約束手形の廃止

アンケート調査及びヒアリング調査実施の結果、約束手形の廃止が建設業界に及ぼす影響は極めて限定的であり、資金繰りに危機感を抱いている企業は少数であることが示唆されたと同時に、電子記録債権についても、2024年度調査結果と同様、ニーズに欠ける点が多いことがわかった。これらの主な要因としては、基本的な資金繰りが現金決済で十分回せているという点だろう。直近の新型コロナウイルス関連融資をはじめ、公的資金援助施策が十分機能していたほか、ヒアリング調査では銀行側が柔軟に対応してくれるとの声があり、そもそも手形に頼る必要がない、といった企業が多いと推測できる。

しかし、国内の経済状況の変化によっては、かつてのバブル崩壊やリーマンショックなどに相当する不景気への転換もあり得る。さらに、アンケート回答やヒアリング調査へ対応できる企業を、業界調査への協力を行える程度の余裕がある階層と捉えると、余力のない階層、すなわち約束手形廃止の影響を大きく受ける階層がデータとして顕在化していない可能性が浮かび上がってくる。潜在する手形需要に対する電子記録債権への乗り換えにおいて、電子化のハードルが致命的な壁とならないよう、上述のようなフォローが求められるだろう。

7. おわりに

本項では、電子商取引の普及状況と約束手形の廃止・支払サイト短縮という2つの制度的変化が、建設業、とりわけ中小建設企業に及ぼす影響並びにその状況について整理し、地場階層の状況に着目しつつ2024年度調査と比較していくかたちで調査した。そのなかで、各制度改正や電子化に対し、先進的な対応を取っていた大手ゼネコン協力会社とは対照的に、地場企業においては、導入に踏み切れないもどかしさがみられた。いずれのテーマでも共通するが、中小建設企業は良くも悪くも各々できる範囲で対応をしており、火急的な危機感は感じられなかった一方で、特に電子化の面では、一朝一夕では改善しがたい心理的あるいは構造的ハードルの根深さが示された。

また、約束手形の廃止と支払サイト短縮は、国の強い政策意思の下、急速に進展しており、電子記録債権の普及や下請法（取適法）改正による規制強化は、取引慣行の是正という観点では大きな前進である。しかし、潜在化する資金繰りに余裕のない企業が陥る資金調達リスク発生の可能性は無視できないほか、本調査では電子記録債権のニーズの低さが課題として浮き彫りになった。やはり前述の通り、建設業におけるデジタル面の敷居の高さは否めないだろう。

電子商取引の普及と手形廃止はいずれも「デジタル化」と「取引適正化」を軸とした大きな制度転換であり、建設業界の事務プロセスや資金管理のあり方を根本から変えるものであるといえる。今後、中小企業がこれらの変化に円滑に対応するためには、各企業内部の意識改革が求められるが、本調査にて記した現状に鑑みると、制度を敷いても、傍観するだけでは変化を誘発することは出来ないだろう。各制度面の整備だけでなく、実務レベルでの支援など、業界全体で協力的姿勢を築いていくことが重要ではないだろうか。